

## 第6節 防災防火対象物，防災物品

### 第1 防災防火対象物

- 1 防災規制を受ける防火対象物の部分等  
法第8条の3，政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には，次の部分等も含むものとする。
  - (1) 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ，バルコニー等の外気に開放された部分
  - (2) 高層建築物で，その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
  - (3) 工事中のサイロ，危険物の貯蔵タンク，ガス貯蔵タンク等  
※当該対象物は，省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。
- 2 次の防火対象物の部分には，防災物品を使用すること。
  - (1) 防災防火対象物以外の防火対象物で，政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店，物品販売店舗，診療所等の部分
  - (2) 防災防火対象物以外の防火対象物で，舞台を有し，短期的に映画，演劇等の催しに使用される部分
  - (3) 防災防火対象物以外の防火対象物で，短期的に物品販売，展示等に利用される不特定多数の者を収容する部分

### 第2 防災対象物品

- 1 法第8条の3第1項，政令第4条の3第3項の防災対象物品には，次のものが含まれるものであること。
  - (1) 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア，衝立て
  - (2) 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
  - (3) 布製ののれん，装飾幕，紅白幕等で，下げ丈がおおむね1m以上のもの
  - (4) 映写用スクリーン
  - (5) 展示会場で用いられる合板で，台，バックスクリーン，仕切用等に使用されるもの
  - (6) 店舗部分で，商品の陳列棚としてではなく，天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
  - (7) 屋外の観覧席，通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
  - (8) 人工芝
  - (9) 運動用具マット
  - (10) 試着室に使用される目隠しのための布
  - (11) 昇降機（エレベーター）の床又は壁の内面保護等のための敷物等
- 2 次の床敷物等は，防災対象物品に含まれないものであること。
  - (1) 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
  - (2) 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等（高層建築物は除く。）
  - (3) 接着剤等で床に貼られ，床と一体となっている合成樹脂性床シート及びプラスチックタイル
  - (4) 畳
  - (5) じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ，アンダークッション，アンダーフェルト等
  - (6) 屋外の観覧場のグラウンド，フィールド等に敷かれているじゅうたん等

- (7) プラスチック製ブラインド，木製ブラインド
  - (8) 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
  - (9) 独立した竿等に掲げる旗
- 3 次の物品は，防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。  
建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料，建基政令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料及び建基政令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料に該当する合板等

### 第 3 防災表示

- 1 施工されたじゅうたん等（床に固定されたものに限る。）にあつては，防災ラベルをメダル等で，次によりその表面に打ち付けること。
- (1) 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては，各室ごとに主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けること。  
なお，1 室に 2 種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は，じゅうたん等の種類ごととし，主要な出入口側に近い位置とすること。
  - (2) 廊下に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては，じゅうたん等が連続している範囲に 1 個以上の防災ラベルを打ち付けること。  
なお，じゅうたん等が，防火区画等によって分離されている場合にあつては，各部分ごとに防災ラベルを打ち付けること。
  - (3) 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては，各階ごと（各階の階段踊場の位置）に 1 個以上の防災ラベルを打ち付けること。